

1. 推進体制

鎌倉市環境基本計画をより実効性のあるものにするために、市民、事業者、滞在者、行政による推進体制を充実させ、市民や事業者等が自発的に計画を推進できる体制を整備するとともに、毎年度の実施状況を評価し、施策の推進に反映できるような進行管理を目指します。

特に近年、世界的に大きな課題となっている地球温暖化対策など、地球環境の保全是人類共通の課題であり、健康で安全かつ快適な、環境負荷の少ない社会が持続的に発展するようすべての者が積極的に取り組む必要があります。市民、事業者、滞在者は自らの責任において、身近な環境だけでなく地球環境の保身に努めるとともに、4者が互いに協力し、市の施策や環境保全行動を推進します。

そこで、市民、事業者、滞在者、行政が以下のような役割を持ち、協働しながら環境に関する取組を進める体制により、計画の推進を図っていきます。

■鎌倉市環境基本条例の基本理念に基づく各主体の役割

市民

- ・市民は、鎌倉市環境基本条例の基本理念に基づき、日常生活に伴う環境負荷を減らすように努めます。
- ・また、市民自ら、積極的に環境保全活動に努めるとともに、行政が実施する環境保全施策に協力します。

事業者

- ・事業者は、鎌倉市環境基本条例の基本理念に基づき、事業活動を行うに当たっては、活動に伴う環境負荷を小さくするため必要な措置を講じます。
- ・また、事業者自ら、積極的に環境保全活動に取り組むとともに、行政が実施する環境保全施策に協力します。

滞在者

- ・観光客等の滞在者は、鎌倉市環境基本条例の基本理念に基づき、積極的に環境保全活動を実践するとともに、行政が実施する環境保全施策に協力します。

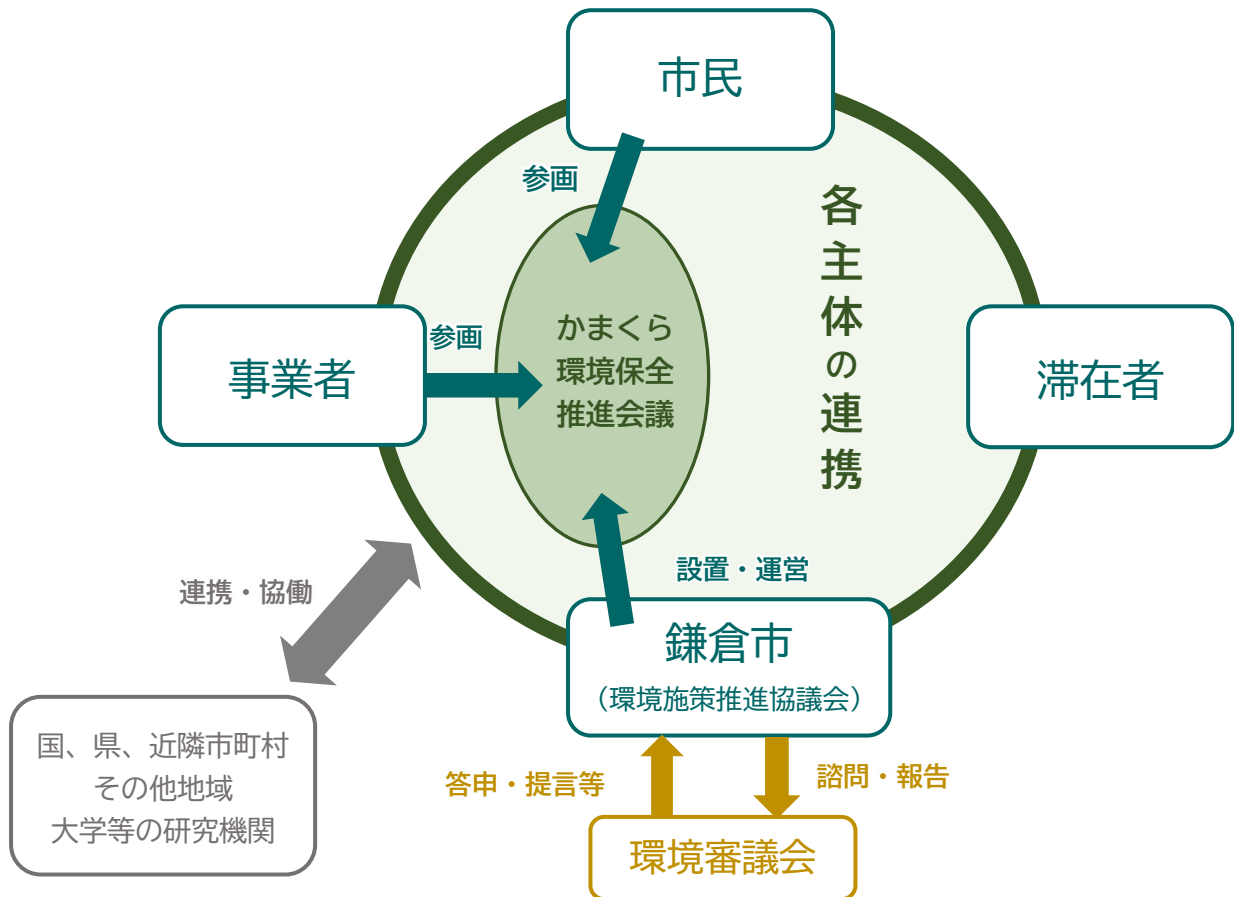
鎌倉市

- ・市は、鎌倉市環境基本条例の基本理念に基づいて、環境の保全に関する総合的な施策を策定し計画的に実施します。
- ・また、市は、環境負荷の低減やさまざまな環境保全に率先して取り組みます。

※「市民」には、民間団体（自治会・町内会、市民活動団体、ボランティア団体など）を含みます。

市は、学識経験者や市民、事業者で構成する「環境審議会」を設置して環境基本計画の施策や事業の進捗報告を行い、環境審議会から提言等を受けます。また、国、県、近隣市町村等や大学等の研究機関とも連携・協力し、広域的な事業の推進や環境保全に向けた情報交換等を積極的に行います。

■推進体制



◎かまくら環境保全推進会議

…市民、事業者、民間団体と市が協働して環境保全行動の普及啓発を行い、環境保全施策を積極的に推進するための会議。市民（自治会）、事業者（商業・農業団体）、民間団体（環境保全団体）で構成。

◎鎌倉市環境施策推進協議会

…環境の保全に関し、市の機関相互の緊密な連携と施策の調整や、環境の保全に関する施策の推進を図るための組織。副市長を会長として、部長級職員等で構成。

2. 進捗管理

第4期環境基本計画では、地球温暖化対策地域実行計画などの複数計画を統合していますが、すべての計画の計画期間を統一し、進捗管理や結果のとりまとめ及び公表も一本化して行います。

本計画の進捗管理は、計画や施策の立案、実行、評価、見直しを繰り返しながら、よりよい取組を展開していくための「PDCA サイクル」の考え方に基づき推進します。

第4期環境基本計画では、計画本編で将来ビジョンや達成すべき目標、施策の方向性、市民・事業者・滞在者の行動指針などを示し、計画を推進するための行政の施策は「行政取組編」として別冊で整理する2部構成とすることで、分かりやすく柔軟性のある進捗管理を目指します。

目標の達成状況や指標の推移、関連事業の実施状況などの進捗は、年度ごとに把握して「かまくら環境白書」としてとりまとめ、公表します。なお「かまくら環境白書」は市内部の組織である「環境施策推進協議会」や、外部組織である「鎌倉市環境審議会」等において提言等を受け、PDCA サイクルによる継続的な進行管理を行い、環境施策の推進を図ります。

本計画の計画期間は令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの10年間としますが、社会状況の変化等に適切に対応するため、市民や鎌倉市環境審議会等の意見を聴きながら、必要に応じて計画の中間見直しを行います。

